

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第1号  
 松浦海区漁業調整委員会

佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第1号)の一部を次のように改正する。  
 松浦海区漁業調整委員会  
 海区漁業調整委員会事務局設置規程 (昭和52年 令和6年3月29日)

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 西久保 敏  
 松浦海区漁業調整委員会会長 川 崙 和 正

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員等)  <b>第2条 略</b>                      2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p>主幹                      係長                      主任主査                      主査                      主事                      技師</p> <p>3～5 略                      6 主幹は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を整理する。                      7～9 略</p>	<p>(職員等)  <b>第2条 略</b>                      2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p><u>調整主幹</u>  <u>副主幹</u>                      主幹                      係長                      主任主査                      主査                      主事                      技師</p> <p>3～5 略                      6 <u>調整主幹、副主幹及び主幹</u>は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を整理する。                      7～9 略</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。